学校施設・設備・備品の使用上の注意

１　代表者は、責任を持って使用監督にあたること。

２　施設・設備・備品に破損その他損害を与えた場合、代表者は学校・教育委員会に連絡

するとともに弁償すること。

３　使用目的以外に使用しないこと。また、使用の権利を譲渡し転貸しないこと。

４　使用者は、使用施設・設備などの準備・後始末、原状回復を行うこと。

５　使用中の負傷事故等については、学校・教育委員会においてその責は負わない。

６　学校の管理運営上支障が生じたときは、使用の取消、もしくは変更することがある。

７　学校・教育委員会の指示に従わないときは、使用の取消をすることがある。

８　使用者がこの使用上の注意に違反したときは、次回以降の使用を認めないことがある。

９　校舎等には許可がない限り、立ち入らないこと。

１０　学校施設を使用するにあたって、知り得た学校の出入りに関する情報については他人

に漏らさないこと。

１１　当日、学校施設に午前7時より以前に入る、午後9時15分以降に出る場合、また、学校に翌日以降も残る場合は、グリーンホスピタルサプライ吹田管制センターに電話連絡すること。(06-6318-9121)

私は学校施設の使用を申請するにあたり、上記内容を遵守します。

申請日　令和　年　月　日

【申請者】

　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　電話番号